

産業廃棄物処分業許可証

住所 佐賀県鹿島市大字高津原3735番地の1

氏名 藤永建設株式会社
代表取締役 藤永 一男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和5年（2023年）11月1日

許可の有効年月日 令和10年（2028年）10月31日

1. 事業の範囲

中間処理業（破碎）

産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）及びがれき類
以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	破碎施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（破碎）にある産業廃棄物の種類全て
設置場所	佐賀県鹿島市大字三河内字大岩甲568番
設置年月日	平成5年5月13日
処理能力	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず：320t/日（8時間） がれき類：480t/日（8時間）
許可番号	佐賀県指令元循環第12号
許可年月日	令和2年（2020年）3月2日（変更許可）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年11月1日 更新許可 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。